

財団共催の生涯研修実施マニュアル

生涯研修実施要領第2条第3項「財団共催の生涯研修実施マニュアル」は、以下のとおりとする。

1 実施方法

- (1) 財団共催の生涯研修会（以下「共催研修会」という。）は、関係団体が実施する生涯研修会の一部を財団が共催するものであり、原則として毎年10か所で実施する。
- (2) 共催研修会の実施を希望する関係団体は、「財団共催の生涯研修申請書」（別紙1）を開催日の3か月前までに財団に提出する。財団は提出された「財団共催の生涯研修申請書」に基づき、研修の実施承認を関係団体に通知する。
- (3) 共催研修会の科目は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう分野共通教材は別紙2-1、あん摩マッサージ指圧分野については別紙2-2、はり及びきゅう分野は別紙2-3から選択する。なお、上記の単位数は、生涯研修実施要領第6条の「医学教養」課程の中に含めるものとする。
- (4) 共催研修会の研修教材は、「財団共催の生涯研修指定教材(CD)」に沿ったものとする。
- (5) 共催研修会実施後、速やかに「財団共催の生涯研修実施報告書」（別紙3）を財団に提出する。

2 講師及び講義費用

- (1) 講師は、生涯研修実施要領第9条に規定する講師選任基準に基づき関係団体が選任する。
- (2) 講師の行う講義費用は、原則として次のとおりとする。なお、財団が負担する単位数は2単位（90分）とする。
医師及び教授クラス・・・2単位（90分）40,000円
その他の者・・・・・・・・・・2単位（90分）25,000円
- (3) 財団の負担する講義費用については、共催研修会終了後、「講義費用請求書」（別紙4）により財団に請求する。なお、講義費用については、外税方式とし、財団が源泉徴収後、講師本人の口座へ直接振り込むこととする。

3 研修会場及び研修会場費用

- (1) 原則として、関係団体が研修会場を選定する。
- (2) 研修会場費用は、関係団体が共催研修会を実施する研修日の会場費用総額に対し、財団が費用を負担する研修時間は上限180分とし、按分した財団負担額（上限100,000円）を「会場費請求書」（別紙5及び証憑書類添付）により財団に請求する。財団は、前記請求書に基づき、財団負担相当分の会場費用を関係団体口座へ振り込むこととする。

4 財団共催の生涯研修指定教材(CD)の取扱い

(1) 次の場合について複写可とする。

① 生涯研修実施要領第3条の関係団体が実施する研修会及び同第4条の関係学会で使用する場合

② 関係団体において実施する営利を目的としない公益性の高い研修会で使用する場合

(2) 前記の複写については、「財団共催の生涯研修指定教材複写申請書」(別紙6)により予め財団の承諾を得るものとする。

(3) 財団は、「財団共催の生涯研修指定教材(CD)」の内容及び不具合から生じる事項について、一切の責任を負わないものとする。

別紙1	財団共催の生涯研修申請書
別紙2-1~3	教材リスト
別紙3	財団共催の生涯研修実施報告書
別紙4	講義費用請求書
別紙5	会場費請求書
別紙6	財団共催の生涯研修指定教材複写申請書

平成20年4月14日から施行する。

平成21年9月2日から施行する。

平成22年4月1日から施行する。

平成26年4月1日から施行する。

平成28年4月1日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。